

大井町障がい者計画・ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 【概要版】

1 / 計画策定の背景

○平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」への批准や平成 28 年の「障害者差別解消法」の施行など、障がいを取り巻く法制度や社会情勢が変化するなか、大井町障がい者計画・障がい福祉計画」を見直すとともに、「障がい児福祉計画」を新たに策定します。

2 / 計画の位置づけ

○本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、3 計画を一体の計画として策定します。

○障害者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画で、障害福祉計画・障害児福祉計画は、平成 32 年度の障がい者福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画です。

3 / 計画の期間

○大井町障がい者計画は、平成 30 年度から 35 年度までの 6 年間で計画期間とし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間に合わせて 3 年後に見直します。

○障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間で計画期間とします。

4 / 計画の基本理念

○基本理念を「互いに理解しあい支えあうまちづくり」とし、前計画から引き続き継承して、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりの実現を図ります。

基本理念

互いに理解しあい支えあうまちづくり

5 / 基本目標

福祉コミュニティの推進

- 障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や交流活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支えあう意識の醸成に努めます。
- 障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいへの配慮が行き届き、障がいの有無にかかわらず、共に安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

地域生活の支援の充実

- 障がいの種別にかかわらず、住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援ができる体制を築きます。
- 住まいや住環境の改善や福祉サービス、コミュニケーションサービスなど様々な生活支援策が受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

就労や社会参加の支援

- 障がいのある人が、個性や能力を最大限に発揮し、社会活動へその人らしくいきいきと参加している地域社会づくりを推進します。
- 働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

住みよい生活環境づくり

- 障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づき障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

子どもの健やかな発達の支援

- 障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすため、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が適切に行われるよう、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。
- 障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めます。

6 / 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

[目標の設定]

- 施設入所者の地域生活移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障がい児支援の提供体制の整備等